〈1〉パブリックアトリビューションの課題

─大規模なサイバー攻撃や 国際的イベントへのサイバー攻撃事例から─

> 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター 早期警戒グループマネージャ 脅威アナリスト

> > 佐々木 勇人 ¹

1 はじめに

2020年の米大統領選挙での勝利の後、結果の確定に至る混乱などを経て、バイデン新政権が発足したのは年が明けた2021年1月20日であったが、新政権最初の100日間の「ハネムーン期間」前後で2つの大規模なサイバー攻撃へ対応することとなる。2020年12月13日にはSolarwinds社のソフトウェア「Orion Platform」のアップデート経路を悪用した大規模なサイバー攻撃(いわゆる「サプライチェーン攻撃」)が発覚し、年明けにかけての調査により、標的の大半が米連邦政府や米国に拠点を置くIT/サイバー関連企業であったことが判明するに至った。

この事案では発覚直後から政府筋の情報として、ロシア情報機関傘下の攻撃グループによるものであるとの報道が流れ²、バイデン次期大統領(当時)も

米メディアの取材に対して、ロシア側への経済制裁等の対抗措置を検討する旨を表明していた。最終的に、政権交代後の2021年4月17日、バイデン政権はSolarWinds事案を含めた複数のサイバー攻撃についてロシア当局の関与と断定し、関係者への経済制裁措置³を行うこととなった。

そして、今年5月6日にはアメリカ東海岸の主要なパイプライン企業であるコロニアルパイプライン社が標的型ランサムウェア攻撃の被害にあい、操業が6日間停止する事態となったが、この際も発覚5日後にはバイデン大統領がロシア政府の関与の証拠はないとしながらも、「ロシアに対処する責任がある」と非難した。

いずれの事案も本稿執筆時点では、米側の主張を 裏付ける技術的な証拠は公表されておらず、本稿で はその真偽を検討することはしないが、この2事例 のような社会的に大きな影響を及ぼすサイバー攻 撃⁴が発生した場合における、その発覚/発生直後に

[「]本稿は筆者の所属元での活動知見を踏まえて執筆しているが、ここで述べる見解等は必ずしも組織を代表するものではない

² Reuters, "Suspected Russian hackers spied on U.S. Treasury emails - sources", May 13 2021, https://www.reuters.com/article/uk-usa-cyber-treasury-exclusive-idUKKBN28N0PI

³ WHITE HOUSE, "FACT SHEET: Imposing Costs for Harmful Foreign Activities by the Russian Government", April 15 2021, https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/04/15/fact-sheet-imposing-costs-for-harmful-foreign-activities-by-the-russian-government/

⁴ 警察庁警備局の通達文書では「大規模サイバー攻撃」について「国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じる恐れのあるサイバー攻撃事態若しくはその可能性のある事態又は社会的反響の大きなサイバー事象若しくはその発生につながるおそれのある事象」としている。(警察庁警備局通達丙備企発第127号等(令和2年4月1日)また、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」(サイバーセキュリティ戦略本部(令和2年1月30日))では「大規模重要インフラサービス障害」として「官邸対策室等が官邸危機管理センターに設置されるなどの政府として集中的な対応が必要となる規模の重要インフラサービス障害」と定義している。

攻撃者の特定とパブリックアトリビューション5に 至るプロセスについて考察してみたい。

2、「誰が」攻撃を実行したのか

サイバー攻撃の実行者/組織の特定やその責任を 特定国に求めることについて「アトリビューション (Attribution)」と呼ばれる。狭義にはサイバー攻撃者 が所在していた国や発信元の所在国に対してその責 任を求めるという国際法上の責任の帰属の文脈で用 いられ、他方、広義にはサイバーセキュリティ業界 を中心に「攻撃者グループの特定」といったより幅 広い意味合いで用いられることが多く、必ずしも物 理的な人物や所在地、特定国とのかかわりを特定す るまで意味していない場合がある。

Solarwinds 事案に対して米当局では、今年4月17 日の対ロ経済制裁措置発表において、SVRのサイ バー攻撃アクターとする APT29 (Cozy Bear, Dukes) を名指しし、攻撃の実行者であると指摘した。そし て、ロシア当局を非難するとともに、対抗措置 (Solarwinds 事案以外の活動も含め、SVR のサイバー 活動を支援したとして複数の IT 企業を対口経済制 裁指定対象に追加)を実施したのである。

この事案で使用された多数のマルウェアサンプル の解析が官民双方で行われ、各専門機関やセキュリ ティベンダからレポートが公表されているものの、 少なくとも民間のサイバーセキュリティ業界側で は、特定の既知の攻撃グループの特定には至ってお らず、また、米当局がAPT29による攻撃であると特 定した技術的な証拠も現時点で示されていない。

コロニアルパイプライン事案では DARKSIDE ラ ンサムウェアが使われたことが早々に特定され公表 されたが、実行した攻撃グループについては特定さ れておらず、ロシア当局/特定の人物の関与は(現 時点で) 示されていない。しかし、バイデン大統領 は会見で攻撃者グループの所在地/発信元として、 ロシア当局には同ランサムウェア攻撃に対処する 「ある程度の責任がある」と非難した 6。

この2事例でどのようなアトリビューションが行 われたのか整理すると、SolarWinds 事案では実行者 を名指しし、その所属組織/所在国に対して非難や 対抗措置を実施したケースとなり、コロニアルパイ プライン事案は攻撃者の特定やロシアの関与は不明 ながら、攻撃者の活動がロシアを拠点していること を疑い、いわゆる「相当の注意義務」に違反してい るとしてロシア政府を非難しているっものと解釈で きる。

少し長くなるが、標的型ランサムウェア攻撃の実 行者である攻撃グループの背景について解説をして おきたい。

標的型ランサムウェア攻撃は、首謀者と実行者が 分担して攻撃を行う分業(「アフィリエイトスキー ム」と呼ばれる)で実行されるものがあり、スキー ムのオーナー(首謀者)が「オペレータ(攻撃の実 働部隊)」をアンダーグラウンドマーケット等を通じ て多数"調達"し、これらのオペレータたちにラン サムウェアを提供し実際の攻撃を実行させ、奪った 身代金の"上前をはねる"仕組みになっている。各 オペレータは自前でランサムウェアを開発しなくて も、他のサイバー犯罪で使い慣れている得意な侵入 方法で標的組織へ侵入することさえできればよい。 この分業によってスキームのオーナーは効率よく、 かつ大規模にランサムウェア攻撃キャンペーンを "運営"することが可能となっている。この Darkside もそうしたスキームで活動しているが、具体的にど こに所在する「オペレータ」=攻撃グループが今回 の攻撃を実行したのか特定には至っていない。

DARKSIDE ランサムウェアは侵害した先の端末 の言語環境をチェックし、ロシアをはじめ CIS 諸国

⁵パブリックアトリビューションとはアトリビューションを判断し、その判断を対外的に公開するプロセスを意味する。 必ずしも 刑事訴追に係る公表だけではなく、外交上の何らかの声明の場で示したり、あるいは政府による相手国への責任言及まで至らず とも、専門機関やセキュリティ専門企業が分析レポートとして公表する、より"ソフトな"ケースも含まれる

⁶ Bloomberg, "Biden Says Russia Has 'Some Responsibility' in Colonial Attack", May 10 2021, https://www.bloomberg.com/news/articl es/2021-05-10/colonial-pipeline-is-undamaged-white-house-official-says>

⁷ 高橋郁夫「パイプライン攻撃事件の法的論点 (国家責任・デューディリジェンス)-Colonial Pipeline 事件」(2021 年 5 月 14 日)<ht tps://itresearchart.biz/?p=2827> ほか、タリンマニュアル 2.0 の規則 6 (相当の注意)、規則 7 (相当の注意原則の遵守) が参考とな る。(中谷和弘、河野桂子、黒崎将広「サイバー攻撃の国際法 タリンマニュアル 2.0 の解説」(信山社, 2018年)、10-11 頁)

やアラビア語の言語環境が使われている場合は暗号化を行わないように設定されている。⁸また、攻撃者へのインタビューでロシア語話者である可能性が推測されていたり⁹、ロシア語のフォーラム上でオペレータ(アフィリエイト)が募集されていることなどといった状況証拠を考慮すると、ロシア語圏に所在するメンバーが運営している可能性は高いものの、少なくともセキュリティ専門企業などから公開されている情報においては、狭義のアトリビューションに十分な情報が揃っているとは言えない。また、第3章で解説する通り、各オペレータがどのようなグループなのかも明らかにはなっていない。

このようなアフィリエイトスキームで活動するランサムウェアは増加の一途をたどっているが、米司法当局は今年1月にNetwalkerランサムウェアのオペレータ(アフィリエイト)として標的型ランサムウェア攻撃を行っていたカナダ人を逮捕・訴追したことを公表した¹⁰。

このように、実際の実行役である「オペレータ」 (アフィリエイト)が特定されるケースは稀であるが、司法当局による捜査としてだけではなく、サイバーセキュリティ業界による分析においても既知の攻撃グループとの結び付けに至れていないケースが大半を占める。その背景として、(広義の)アトリビューションに不可欠な「特徴的なマルウェア/TTP¹¹の類似」が見られないことではないかと筆者は推測しているが、その理由については次章で述べる。

3 攻撃者グループ特定に至るプロセス

一般的には、長期間に複数の被害組織から見つかった共通のマルウェアや攻撃インフラの特徴、TTPなどの共通点から「攻撃グループ」を分類する。セキュリティベンダが呼称する「APT〇~」や「~Panda」といった名称がこの「グループ」¹²を指す。この「攻撃グループ」はあくまでも分析/追跡の便宜上グルーピングしたものであり、必ずしも物理的に特定人物たちの集団を特定しているものではない。

同じ攻撃グループの活動を複数のセキュリティベンダや専門機関が分析し、それぞれ発表しあったり情報交換をすることで、「グルーピング」の精度は増し、これに加えて捜査当局による刑事捜査や攻撃者のオペレーション上のミスなどを捉える¹³ことで物理的な「実行犯」が特定される場合がある。

標的型サイバー攻撃の目的の大半は「情報窃取」にあるため、長期間わたるオペレーションが行われやすく、また、技術的に高度な人材が再利用される傾向があると推測されることから、同一グループの活動が長年にわたって各所で観測されやすいのではないかと思われる¹⁴。

こうした長年にわたる活動のほか、攻撃グループ 固有のマルウェアが使われることも攻撃者のグルーピングや追跡に重要なポイントである。例えば攻撃 グループ固有のマルウェアは時間を重ねて改良されて使用され続けることが多く、被害現場に残されたマルウェアの詳細な解析により、特定の攻撃グルー

⁸ Acronis, "DarkSide Ransomware Does Not Attack Hospitals, Schools and Governments", https://www.acronis.com/en-us/articles/darkside-ransomware/

⁹ DetaBreaches.net, "A chat with DarkSide", April 12 2021, https://www.databreaches.net/a-chat-with-darkside/

¹⁰ Department of Justice, "Department of Justice Launches Global Action Against NetWalker Ransomware", January 27 2021, https://www.justice.gov/opa/pr/department-justice-launches-global-action-against-netwalker-ransomware この逮捕には仮想通貨のブロックチェーン分析を行う専門企業 Chainalysis 社が協力しており、同社のブログ記事では、押収された仮想通貨のブロックチェーン分析から、被告が Netwalker のアフィリエイトスキームへの参加のほか、他のアフィリエイトスキームにも参加し、攻撃を行っていたとの推測がなされている。

Chainalysis, "Chainalysis in Action: U.S. Authorities Disrupt NetWalker Ransomware", January 27 2021, https://blog.chainalysis.com/reports/netwalker-ransomware-disruption-arrest

¹¹ Tactics (戦術), Techniques (技術), Procedures (攻撃の流れ) の略

 $^{^{12}}$ グループ名に対して「Operation \sim 」のように一定期間/特定の攻撃手法/特定の評定分野に対する攻撃活動を一区切りの「攻撃キャンペーン」としてグルーピングすることがある。

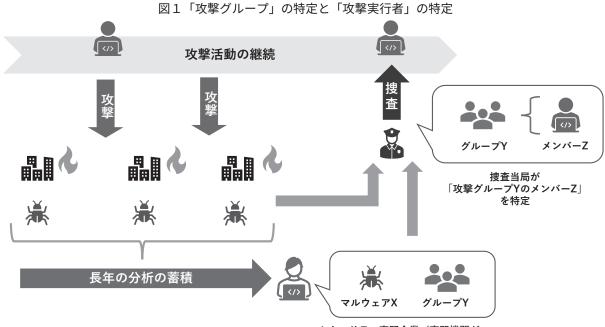
¹³ 攻撃グループのメンバーが攻撃用のサーバを契約する際などに登録したメールアドレスから、そのメンバーが攻撃グループと して活動する以前にネット上のフォーラムや SNS 上に残した痕跡と紐づけされ、人物特定されるケースがある。

Crowdstrike, "Hat-tribution to PLA Unit 61486", June 9 2014, https://www.crowdstrike.com/blog/hat-tribution-pla-unit-61486/

¹⁴ また、攻撃対象とする国・地域となんらかの関係性を持つ国・地域に所在し、または当該国政府等の指示のもとで活動することから、活動地域の偏りがどうしても発生するため、攻撃者グループの特定がよりしやすくなっていると推測する

プによって過去の攻撃に使用されたマルウェアとの 共通点などを見つけることで、攻撃グループの追跡 が行えるのである。

これに比べて、標的型ランサムウェア攻撃の「オ ペレータ」たちは、特徴的なランサムウェア自体は スキームオーナーから提供されたものであり、被害 現場では各オペレータが汎用的な攻撃ツールを用い ることが多いため、各オペレータを特徴づける痕跡 を見つけることが困難である 15。



セキュリティ専門企業/専門機関が 「マルウェアXを用いる攻撃グループY」 を特定

前述の通り、Solarwinds 事案では、米政府は攻撃 者グループを APT29 であるとし、APT29 が SVR の 傘下で活動していたと指摘しているが、これまでに 各セキュリティベンダや米当局が公表したマルウェ アや攻撃インフラの解析結果からは、過去の APT29 の活動との明確な共通点は見つかっておらず 16、米 当局は一般的な攻撃分析以外の情報により犯行を断 定したと思われるが、その詳細は不明である。

同じく、コロニアルパイプライン社を攻撃したラ

ンサムオペレータも具体的にどの攻撃グループだっ たのか、技術的に特定できる情報は現時点で公開さ れていない 17。

4 ケーススタディ

前章では Solar Winds 事案とコロニアルパイプラ イン事案という発覚直後に米政府がアトリビュー

¹⁵とはいえ、一部のオペレータをグルーピングし追跡する試みは行われており、例えばランサムウェア Ryuk の攻撃を行っている とされるオペレータのうち、比較的多くの事案を引き起こししている攻撃グループを Fireye 社は「UNC1878」として追跡してい る。(※ UNC は既知の攻撃グループとの紐づけを保留している「未分類 (uncategorized)」区分の意)

Fireeye, "Unhappy Hour Special: KEGTAP and SINGLEMALT With a Ransomware Chaser", October 28 2020, https://www.fireeye.com/ blog/threat-research/2020/10/kegtap-and-singlemalt-with-a-ransomware-chaser.html>

¹⁶ カスペルスキー社は Solarwinds 事案で使用されたマルウェア SUNBURST が過去に攻撃グループ「Turla」が使用してた Kazuar マルウェアに似ている点があるとする分析レポートを公表している。Turla についてもロシアとの関連が疑われる標的型攻撃グ ループであるが、米政府が指摘したAPT29とは別の攻撃グループとされている。

Kaspersky, "Sunburst backdoor - code overlaps with Kazuar", January 11 2021, https://securelist.com/sunburst-backdoor-kazuar/99981/ 17 Fireye 社は DarkSide のオペレータとして 3 つのグループを追跡しているとしているが、過去のどのような攻撃に関わっていた 攻撃グループなのかは不明として、UNC 分類をしている(未分類グループについては、脚注 15 を参照)Fireeye, "Shining a Light on DARKSIDE Ransomware Operations", May 11 2021,

ション等を行った事案を取り上げたが、本章ではこの他過去の2つの事案のケーススタディから、アトリビューションの論点について検討してみたい。

4.1. SonyPicturesEntertainment 社への サイバー攻撃事案(2014 年 11 月)

2014年11月に発生した、ソニー・ピクチャーズエンタテインメント社へのサイバー攻撃(以下「SPE事案」)では、発生が報じられた翌週にはトレンドマイクロ社、カスペルスキー社が、2013年に韓国で発生した DarkSeoul 事案と同じ攻撃グループとの共通点を指摘する分析レポートを公表した 18。これは被害現場から見つかったマルウェア「Destover」が 2000年代後半から主に韓国向けの同グループの攻撃で用いられてきたマルウェアと同じベースを持っていることが判明したためである。

後に Lazarus と呼称されるこの攻撃グループは、2000 年代から韓国を狙った大規模な攻撃活動を 度々行っており、韓国国内だけでなく欧米のセキュ リティベンダも追跡を行い、知見が蓄積されてきて いた。

Lazarus はこの攻撃グループ特有の特徴的なマルウェアを長年にわたり改良を重ねて使用してきた。 そのためマルウェアから攻撃グループを比較的特定 しやすく¹⁹、2014年の SPE 事案においても早期の攻 撃グループ特定に至ったと思われる。

4.2. 平昌冬期五輪開会式における OlympicDestroyer 感染事案

2018年2月の平昌五輪開会式ではOlympic Destroyer と呼ばれるマルウェアが使用され、攻撃グループの特定に大きな混乱を招いた²⁰。当初、複数のセキュリティベンダは前述の攻撃グループ Lazarus の関与を指摘した。一方、APT3,APT10 が用いたマルウェアとの共通点を指摘する情報など他の攻撃グループによるものとする分析レポートが複数公表され、各セキュリティベンダの意見が割れることとなった。

4か月後の Kaspersky 社の分析レポート ²¹ により、OlympicDestroyer は攻撃者 (開発者) が Lazarus の過去のマルウェアの特徴を意図的に組み込ませていたことが判明し、いわゆる「偽旗作戦」が行われたことが指摘された。そのため、同年 3 月に APT28 (Sofacy) の関与の可能性指摘していた同社はこの攻撃の実行者について、新たな未知の攻撃グループとして再区分を行うに至っている。

さらに 3 年後の 2020 年 10 月に米司法当局が同事案に関与したとして GRU 要員 6 名の刑事訴追を発表 22 し、被告らが関与した過去の攻撃事例から、長年にわたりセキュリティ業界から「Sandworm」と呼

¹⁸ Kaspersy, "Sony/Destover: mystery North Korean actor's destructive and past network activity", December 4 2014, https://securelist.com/destover/67985/

Trendmicro, "Analysis of the Malware Behind FBI Warnings", December 4 2014, https://www.trendmicro.com/en_us/research/14/l/an-analysis-of-the-destructive-malware-behind-fbi-warnings.html

 $^{^{19}}$ Lazarus については、実際には一つのグループではなく、ある時点から複数の「サブグループ」に分かれ、それぞれの目的に応じた攻撃活動を国際的に展開していると推測されているが、マルウェアの「系譜」などから、各サブグループの動向が追跡されている。2018 年 9 月と 2021 年 2 月に米司法省が Lazarus の攻撃活動に関与していたとして、3 名の北朝鮮国籍の人物の刑事訴追を発表しているが、このうち、2018 年 9 月に訴追された被告は 2018 年 10 月の Fireeye 社のレポートによると、複数のサブグループにマルウェアを提供する役割を担っていたのではないかとされており、マルウェア開発作業が組織的に管理されている可能性がある。今後もセキュリティベンダや専門機関によるマルウェアや攻撃手法の分析と刑事捜査との組み合わせによって、その活動の全容が解明されることが期待される。

Fireeye「APT38 新たな攻撃グループの台頭」(2018 年 10 月) https://www.fireeye.jp/content/dam/fireeye-www/regional/ja_JP/current-threats/apt/rpt-apt38.pdf

²⁰ 各セキュリティベンダの分析は Virustotal 上になんらかの経緯でアップロードされた検体の解析がベースとなっており、実際の現場対応で得られる情報等が不足した状態で行われているため、ある程度、分析の精度が落ちてしまうことはやむを得なかったともいえる

²¹ Kaspersky, "Hades, the actor behind Olympic Destroyer is still alive", June 19 2018, https://securelist.com/olympic-destroyer-is-still-alive/86169/

²² Department of Justice, "Six Russian GRU Officers Charged in Connection with Worldwide Deployment of Destructive Malware and Other Disruptive Actions in Cyberspace", October 19 2020, https://www.justice.gov/opa/pr/six-russian-gru-officers-charged-connection-worldwide-deployment-destructive-malware-and

ばれた攻撃グループと紐づくことになった23。

このケースでは、SPE 事案とは対照的に、多数の セキュリティベンダがこれまで蓄積された知見を用 いて攻撃グループの特定に取り組んだものの、偽旗 作戦により混乱し、最終的な特定には3年近くの時 間を要することになったのである。

5 即応的なアトリビューションや 対抗措置は可能か

Solarwinds 事案については、セキュリティベンダ や専門機関が公開していない情報や政府独自の情報 により、攻撃グループと SVR との関係を突き止めた 可能性があるが、第4章で述べた過去の特定ケース を踏まえると、既知の活動との紐づけが困難な標的 型サイバー攻撃の場合、即座に攻撃グループを特定 したり、その背後に特定国の関与があるのか調査す ることは難しく、事案発生後ある程度の時間を要す る可能性が高い。また、偽旗作戦のような工作や攪 乱行為を行われた場合、特定は不可能になるか、長 い時間を要することになる。

一方で、標的型ランサムウェア攻撃については少 し事情が異なる。

標的型ランサムウェア攻撃のアフィリエイトス キームのオーナーやオペレータは情報窃取を目的と した標的型サイバー攻撃の攻撃グループとは異な り、従前は金銭目的のサイバー犯罪を行ってきたグ ループのメンバーが多いと思われる。

金銭目的のサイバー犯罪を行ってきたグループ は、情報窃取目的の標的型サイバー攻撃の活動より も活動が活発で、フォーラムや SNS 上の露出も多 く、個人特定に至るような情報を残すミスも起こし がちなことから、セキュリティベンダの調査のみで あっても人物特定されているケースが比較的多い。 一方で複数国に分散して所在し、一つのサイバー犯 罪スキームを運営することが多いため、人物や活動 拠点の特定に多大なコストがかかることが想定され

2021年6月17日にランサムウェア CLOP のオペ レータから入手した身代金のマネーロンダリングを 行っていたと思われる24メンバーがウクライナ当局 に逮捕された。ランサムスキームのオーナーはロシ アに所在していると思われ、同グループの活動への 影響は限定的とも思われる。

こうしたサイバー犯罪系のグループは所在する国 内の企業等にも攻撃を行うことがあり、所在国捜査 当局からの捜査の手がいつか及ぶ前提でグループメ ンバーやインフラを複数の地域に分散させている可 能性があるのではないかと考えられる。

ここまでの事例考察から、何らかの対抗措置を打 つための法的手続きに必要な個人の特定、所在地の 特定には一程度の時間をかける必要があると想定さ れ、事案発覚/発生直後のアトリビューションは困 難であると考えられる。一方で、どのようなケース であれば、速やかなパブリックアトリビューション が可能なのか検討する。

²³ あくまでもこれまで複数のセキュリティベンダが追跡してきた「Sandworm」が行った攻撃事例と米当局が起訴した対象事件が -致しているだけで、同起訴状で公表された情報から Sandworm に関する技術的情報との結びつきは確認されていない。

²⁴ 本稿執筆当時は被告らの国籍や具体的な役割は不明である。

National Police of Ukraine, "Кіберполіція викрила хакерське угруповання у розповсюдженні вірусу-шифрувальника та нанесенні іноз емним компаніям пів мільярда доларів збитків", June 16 2021, <https://www.npu.gov.ua/news/kiberzlochini/kiberpolicziya-vikrilaxakerske-ugrupovannya-u-rozpovsyudzhenni-virusu-shifruvalnika-ta-nanesenni-inozemnim-kompaniyam-piv-milyarda-dolariv-zbitkiv/>

相手国政府 直接/間接的な 「相当の注意」 関与責任 義務 (/> 攻撃者 攻撃インフラ 攻擊 文撃グループ 特定/公表 パブリックアト リビューション 畾 攻撃実行者やその背後 「マルウェアXを用い 政府機関 専門企業や専門機関 る攻撃グループY」 関係に関する情報?

図2 サイバー攻撃の分析とパブリックアトリビューションの関係

即応的なパブリックアトリビューションが可能な ケースと困難なケースを整理したのか表1である。

セキュリティベンダなどの過去の調査により「攻撃グループ」がグルーピングできており、発生した事案も「この攻撃グループが行った」というところまで技術的にかなりの確度で整理できていたとしても、実際にその実行者たちの所在地を特定するには情報が不足する(ケース1)。

他方で、長年にわたる追跡で攻撃者のミスや地理 的特性から、ある程度所在地域が確度をもって推測 できる場合や、攻撃活動の一部は(自国以外も含む) 刑事訴追などによって実行した人物/組織やその所 在地が明らかになっている場合、今回の攻撃を実行 した人物/組織の特定まで至れなくても、これらの 情報を組み合わせて、当該グループが所在する国、 あるいは攻撃インフラが所在する国に対して、なん らかの意思表明をすることは可能であると思われる (ケース2、ケース3)。

現時点においては、コロニアルパイプライン事案 がケース2またはケース3なのか不明であるが、ロ シア当局の関与が不明であったとしても、ランサム ウェアのアフィリエイトスキームのオーナーまたは オペレータ、あるいは攻撃インフラがロシア国内に 所在していたという確度の高い情報があれば、少な くとも第2章で述べたような「相当の注意義務」違 反として非難声明を出すことも、そこまで難しくは ないように思えるが、同じく第2章で述べた、現時 点における DarkSide のオペレータに関する情報に おいては、少なくとも今回の攻撃を実行したオペ レータの所在地を具体的に示す情報は民間レベルで は得られておらず、ロシア国内のホスティングサー ビスを攻撃インフラとして悪用するオペレータがコ ロニアルパイプライン事案を行ったのかも不明であ る²⁵。

 $^{^{25}}$ なお、米 US-CERT がコロニアルパイプライン事案を受けて発表した文書には同事案で悪用されたとみられる通信先の情報が公表されているが、キプロスのホスティング会社が管理する IP アドレスになっている。特に VPS(仮想専用サーバ)が攻撃に使われる場合、外部から見える IP アドレスと実際にサーバが所在する場所が異なることが多いため、IP アドレスのみからその所在地まで短期間で特定することは難しい。

US-CERT, "Alert (AA21-131A) DarkSide Ransomware: Best Practices for Preventing Business Disruption from Ransomware Attacks", May 11 2021, https://us-cert.cisa.gov/ncas/alerts/aa21-131a

		地理的特性を示す情報 やオペレーションミス でおおよその所在地域 が判明しているか		トリビューションでき
ケース1	判明している	不明	不明	×
ケース2	判明している	判明している	不明	△ ※左記分析結果の確度 次第
ケース3	判明している	(判明している)	判明している ※対象となる攻撃グループと過去に所在が確認された人物/グループとの関連性が明確な場合	0

即応的なパブリップアトリビューションが可能なケース

ん ケーススタディから見える課題

4章と5章の分析から、アトリビューションにつ いては様々な課題が浮かび上がってくる。ここでは 代表的なものを3つとりあげる。

6.1. 事前の情報の蓄積

ここまで述べた通り、長年にわたるセキュリティ 専門企業や専門機関による攻撃の分析による「コ ミュニティの知見の蓄積」というベースがあってこ そ攻撃者の特定が可能であり、また、複数の専門組 織が同じ攻撃活動/攻撃グループを対象に分析し、 国を超えてレポート発表やカンファレンスでの講演 などを経ることでその精度が向上することも重要な 要素となっている。

例えば、ある一国でしか攻撃が確認されていない 攻撃グループの場合、分析に関与する専門企業/専 門機関の母数が少なくなるため、攻撃者特定のため のベースとなる情報や知見、さらには情報交換によ る分析精度の向上には限界があると考えられる。し たがって、そのような"マイナーな"攻撃グループ による大規模なサイバー攻撃が行われた場合、基本 的には「コミュニティの知見」の恩恵を得ることは 難しく、1国内での対応知見での対処に迫られるの である。

6.2. 大規模サイバー攻撃におけるサボタージュ作戦 の可能性

今後、重要インフラや国際イベントなどを狙った サイバー攻撃が発生した場合、その手法としてはサ ボタージュ的な戦術が採られる可能性が高いと考え ている。

その場合、攻撃によって混乱を引き起こすこと自 体が目的である可能性が高いため、OlympicDestroyer 事案のように偽旗作戦が行われたり、全容解明まで の時間を引き延ばすために攪乱工作を行う可能性が ある。

前述の通り、こうしたケースでは現場から検体の 解析等が必ずしも速やかな攻撃者特定につながると は言えず、ある程度時間をかけた精査が必要になる ため、社会的な影響を鑑みて即応的な対抗措置やパ ブリックアトリビューションを望む声に対して、望 ましいタイミングで分析結果がもたらされない可能 性が想定される。

6.3. 現場初動対応の課題

大規模なサイバー攻撃、特に今回取り上げたケー スであれば、Solarwinds 事案のような長期にわたる 標的型サイバー攻撃が発覚するようなケースではな く、コロニアルパイプライン事案のように攻撃被害 の発生≒何らかのサービス影響を伴うような、即応 的な対応が迫られる大規模サイバー攻撃の場合、攻 撃者特定のための基本的な情報をインシデント対応 現場から得られない可能性が高い。

社会的に大きな影響を与えるような攻撃の場合、 重要インフラのサービス停止などが発生すると想定 されるが、この復旧作業が優先される中、通常のインシデント対応のように検体の回収・分析やログ分析などを悠長に行っている時間的余裕はないと考えられる。

本稿ではこの課題について検討する余裕はないため、また別の機会でご紹介できればと考えるが、大規模サイバー攻撃対処の根本的課題として示したい。

7 おわりに

社会的に大きな影響/反響のある大規模なサイバー攻撃が発生した場合、速やかに攻撃者を特定し、何らかの対抗措置へ結びつけていくことは非常に難しい。

特に OlympicDestroyer 事案のように、情報が多く 流通していても、多くの分析組織が関与しても偽旗 作戦により正しい分析が行えないケースがある。特 に社会的混乱を目的とした大規模サイバー攻撃にお いては、今後より一層、分析回避行為や攪乱行為が 行われるケースが増えることが想定される。

その場合、情報の量や解析リソースが多ければよい結果を出せるわけではなく、むしろ間違った分析結果などが入り乱れ、政策判断を混乱させる可能性すら出てくるのである。

悲観的なことばかり述べたが、一方でセキュリティ専門企業やアナリストたちは過去の失敗経験や対応困難な事象から学び、情報を発信・交換し続けることで改善を試み続けている。そして、試行錯誤を繰り返しているのは米国政府の各当局も同じであろう。紆余曲折がありながらも、アトリビューションに必要な捜査手法、手続きが徐々に確立してきていると言える。²⁶ また、アトリビューションに必要な技術的情報の整理やその解釈方法といった、現場側の分析手法も体系的な整理が進みつつある²⁷。他方、米当局ならではの手腕が発揮されてきたアトリビューション事例もあるため、同じような方法を我

が国はじめ他国でも直ちに実践することは困難である。

アトリビューションの目的は必ずしも経済制裁な どの対抗措置や刑事訴追のためだけではない。パブ リックアトリビューションが行われるようになった 歴史は浅く、その効果は未知数である。また、民間 レベルで攻撃グループの活動についてレポート公開 するという「手の内を明かす」ことで、攻撃者がど のように活動を変化させるのか、また何らかの抑止 になるのかについては実証的に検証されているわけ ではない。進化を続けるサイバー攻撃者に対する旧 来の対抗措置以外のアプローチ方法について、アト リビューションのための捜査手法や分析手法の進化 に遅れることなく、多様に検討されるべきではない かと考える。本稿で述べたような大規模なサイバー 攻撃、特に重要インフラなど社会的影響の大きいサ イバー攻撃には何らかの即応的な対応が求められる ところ、ここまでに考察したように従前のアトリ ビューションのアプローチでは対応は難しく、既存 の刑事捜査や国際法上の手続きだけにとどまらな い、新たなコンセプトによる、攻撃者側へのアプロー チが求められているのではないだろうか。

²⁶ 2014 年 5 月に初めて公表された標的型サイバー攻撃グループに対する刑事訴追の公表(APT1 の起訴)へ至る経緯、特に司法 当局による判断などについては、David Sanger「The Perfect Weapon: war, sabotage, and fear in the cyber age」(2018) などで触れられ ている

²⁷ Timo Steffens 他「Attribution of Advanced Persistent Threats: How to Identify the Actors Behind Cyber-Espionage」 (2020)